

総合評価書

1. 評価対象施策

仕事と生活の調和の推進

2. 担当部局

男女共同参画局

3. 政策評価時期

令和3年8月

4. 評価対象期間

平成28年度～令和2年度

5. 施策の概要

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下「憲章」という。）」（平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定・平成22年6月29日一部改正）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針（以下「行動指針」という。）」（平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定・平成28年3月7日一部改正）に基づき、政・労・使、地方公共団体、及び国民等が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。

6. 施策の目的

- (1) 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現。
- (2) 行動指針において、令和2年を期限とした13項目18指標の「数値目標設定指標」を設定しており、この数値目標達成を目指して施策を推進。

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	29	31	22	19	20
執行額	28	19	13	4	—

8. 施策の実施状況

憲章及び行動指針に基づき、内閣府及び関係省庁において行われている施策の主な実施状況は別添1のとおり。

9. 政策効果の把握

(1) 必要性

「数値目標設定指標」の動向を見ると、平成19年の行動指針策定時と比較して大部分の項目が目標値に向けて進捗しているものの、年次有給休暇取得率は56.3%（2019年、2020年目標値70%）、男性の育児休業取得率は7.48%（2019年、2020年目標値13%）等、目標未達となる見込みである項目もあり、継続して仕事と生活の調和の推進が求められる。また、政・労・使、地方公共団体、及び国民等が一体となった取組の総合的な調整機能を果たすことや、国民運動として気運醸成を図ること、企業等の取組を支援し実現を促進するといった取組が必要であることから、行政が担うべき事業である。

(2) 効率性

内閣府の取組と併せて、政・労・使及び地方公共団体等と連携して取り組むことにより、施策の効果を高めるよう努めた。

(3) 有効性

「数値目標設定指標」の動向を見ると、就業率は20～64歳82.2%（2020年、2020年目標値80%）、20～34歳80.6%（2020年、2020年目標値79%）、25～44歳女性77.4%（2020年、2020年目標値77%）、60～64歳71.0%（2020年、2020年目標値67%）、放課後児童クラブは約131万人（2020年、2019年目標値122万人）等目標を達成している。また、フリーターの数は136万人（2020年、2020年目標値124万人）、第1子出産前後の女性の継続就業率は53.1%（2010-2014年、2020年目標値55%）等目標は達成していないものの目標設定時より進捗しており、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」で評価・点検を行い、「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」と連携して推進してきたことにより、成果を得られている。

10. 政策評価の結果

行動指針で定めた「数値目標設定指標」の状況は別添2のとおり、多くの数値目標が目標達成に向けて進捗しており、成果を得られている。具体的には、13項目中3項目が達成済み又はほぼ達成、8項目が順調でないものの進捗している、2項目が進捗していないという結果となった。

11. 学識経験を有する者の知見の活用

平成 28 年度～令和 2 年度に、経済界・労働界・地方公共団体・関係団体の代表者及び学識経験を有する者から構成される「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を計 11 回開催し、「数値目標設定指標」の進捗状況及び取組の評価・検証を行った。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

- ・総務省「労働力調査」「就業構造基本調査」「社会生活基本調査」
- ・厚生労働省「毎月勤労統計調査」「就労条件総合調査」「雇用均等基本調査」「能力開発基本調査」「保育所等関連状況取りまとめ」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」
- ・内閣府「国民経済計算」
- ・国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2017 年） など

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

—